

ふるさと納税に對し 返礼品を贈呈します

問い合わせ 総務課 ☎ 059-211-20

ふるさと納税とは

ふるさと納税制度は、自治体を「応援したい」、「良いまちにしてほしい」、「まちに貢献したい」という方の思いを実現するための寄付制度です。寄付した場合は、一定限度額まで所得税と個人住民税が軽減されます。

まちへの思いがあれば、市外の方も市内の方も寄付することができます。寄付金は、まちづくりの柱となる、「大竹を愛する人づくり」「生活基盤が整ったまちづくり」「安全なまちづくり」「安心できるまちづくり」「心にゆとりを感じるまちづくり」の6つの分野から使い途を指定することができます。



返礼品の贈呈

寄付に対する感謝の気持ちとして、1万円以上の寄付をしていただいた方に返礼品を贈呈します。返礼品は市に関係するものばかりで、寄付金額に応じて選べます。

※返礼品によっては、発送までに時間を要するものや、時期限定のものがあります。

市内の企業・事業者の方へ 返礼品を募集しています

返礼品として贈呈する商品などを隨時募集しています。興味がある方は、総務課まで連絡してください。

申し込み手続き

申込書

寄付申込書に必要事項を記入し、総務課に提出してください。申込書は総務課に請求するか、市ホームページからダウンロードしてください。

インターネット

「楽天市場」ふるさと納税特設サイトからも、寄付手続きができます。

<http://www.rakuten.co.jp/f342114-otake/>



高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の申請を受け付けています

問い合わせ 社会健康課 ☎ 059-215-2

申請方法

原則、世帯単位で申請してください。支給対象となると思われる方の氏名を申請書にあらかじめ印字して送付しています。平成27年度臨時福祉給付金を口座振込で受け取られた方は、金融機関情報も印字しています。

申請書の内容を確認の上、氏名の後ろに押印して同封した返信用封筒で郵送してください（切手は不要）。

添付書類などが必要な場合がありますので、詳しくは申請書をご覧ください。

税の修正申告などにより平成27年度の市民税が課税から非課税になった場合は、社会健康課へ問い合わせてください。

支給対象者

次の要件の全てに該当する方

①平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者

- 平成27年1月1日に大竹市に住所のある方
- 平成27年度の市民税が非課税の方
- 課税者の扶養親族でない方
- 生活保護を受給していない方

②昭和27年4月1日以前に生まれた方